

No	御意見			コメント	回答
	ページ	行	(細分)箇条番号		
1	4/19			5.1 認定基準に、「APLAC TC008: Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer and the Resulting Scope of Accreditation」の必須要求事項を加えなければならないのではないか。	<p>御指摘通りですので以下の通り反映致します。</p> <p>① 「3. 引用文献」にAPLAC TC 008を加筆します。</p> <p>② 「5.1 認定基準」に以下の文面を変更又は挿入します。</p> <p>ASNITE標準物質生産者認定は、ISO Guide 34、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025)の該当する項目、及びAPLAC TC008 の該当する項目を認定基準として適用します。</p> <p>-----</p> <p>備考2 APLAC TC008 にて要求される該当項目は本要求事項の中に記述されています。</p>